

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 母子保健主管課
 { 特 別 区 }

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子健康手帳の印刷に係る留意事項について

母子保健行政の推進に当たっては、平素より種々御配慮いただき厚く御礼申し上げます。

今般、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）の一部を改正する、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第172号。以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

現行の省令様式第3号（以下「省令様式」という。）19頁及び20頁のいわゆる「便色カード」は、母子健康手帳を作成した際に表面となる19頁には便色の記入欄等があり、当該頁の裏面に当たる20頁は空白となっているところ、改正省令による改正後の省令様式（以下「新省令様式」という。）においては、便色の記入欄等が記載されている19頁の次に空白の頁を入れず、生後1か月頃の保護者の記録欄としているところです。

一方で、母子健康手帳を使用する保護者の利便性の観点からは、従来どおり、表面に便色の記入欄等、その裏面が白紙となることが望ましく、また、便色カードに続く新省令様式20頁及び21頁（1か月児に係る記録）の2頁は見開きの印刷となることが望ましいと考えられます。

このため、母子健康手帳に印刷に当たっては、便色カード（新省令様式19頁）と新省令様式20頁の間に、2頁（両面1枚分）の空白の頁を設ける等、柔軟に御対応いただきますようお願い申し上げます。